

附則 一般社団法人神奈川県剣道連盟名誉会員推薦基準(案)

第1条 定款第3章第5条第4項の定めにより本基準を定める

第2条 名誉顧問は次の基準のいずれかに該当すると考えられ、会長が推薦し、幹部会議で承認され、代議員会で選定された者とする。

- (1) 全国的もしくは神奈川県を超える範囲の役職経験があり、広く剣道界に貢献があったと認められる
- (2) 神奈川県においても剣道界に特に顕著な貢献があったと考えられる
- (3) 一般社会において特に顕著な活動、貢献があり、剣道に關与している

第3条 相談役は次の基準のいずれかに該当すると考えられ、会長が推薦し、幹部会議で承認され、代議員会で選定された者とする。

- (1) 神奈川県において剣道連盟の会長、副会長、専務理事(相当を含む)、監事、支部長職の経験があり、特に貢献が顕著であったと考えられる者
- (2) 他県において(1)と同様の職を経験し、神奈川県の子道連盟に在籍し、当法人においても貢献が顕著であったと考えられる者

第4条 顧問は次の基準に該当すると考えられ、会長が推薦し、幹部会議で承認され、代議員会で選定された者とする。

- (1) 剣道に關連し、専門的もしくは卓越した知識、技量を有し、当法人に貢献できると考えられる者
- (2) 剣道以外の面において、専門的もしくは卓越した知識、技量を有し、当法人に貢献できると考えられる者

第5条 参与は当法人に対して貢献、援助などができると考えられる団体、個人であり、会長が推薦し、幹部会議で承認され、代議員会で選定された者とする。

第6条 以上の特別役員において、当法人の懲罰規定のうち戒告を超える処分を受けた個人、団体は対象とならない。

当基準は一般社団法人神奈川県剣道連盟設立時より有効となる